

意見の概要と議会の考え方等について

案件名	寄居町議会基本条例（案）について
意見の募集期間	平成29年3月1日（水）～平成29年3月30日（木）
意見の提出数	16件

No.	頁	項目	意見の概要	議会の考え方
1	1	前文	<p>「直接選挙によって選ばれた議員による町の最高意思決定機関及び議事機関として」、とあるが、議員は直接選挙といえども、たとえば有権者1万人で、500人の獲得投票で当選であれば、1万分の500でしかありません。全町民の負託を受けたとはとうてい言えません。また、すべての議事に関して町民は白紙委任しているわけではありません。私たちの一番身近にある地方議会において、このような表現は、町民から遊離した、権威づけをした表現で、認められません。住民自治を根幹というなら、すべての決定権が議員、議会にゆだねられているということではなく、多様な民意を反映しつつ、町民の意思を代弁する合議制機関とすべきです。</p> <p>選挙では、すべての民意を把握することはできません。だからこそ少数の意見にも配慮した議会運営が本来の民主政治だと思います。近隣の地方議会の議会基本条例でも、このような議会最優先、権威づけした条例は見当たりません。</p> <p>また、この解説の中に、「町民の多様な意見を反映しているからこそ」という文がありますが、本当に反映しているのでしょうか。言い切れるのでしょうか。私には、この文章は、受け</p>	<p>議会は、地方公共団体の政策形成過程及び政策の実施過程に多面的に参画し、その要所で重要な意思決定を行うことから、意思決定機関及び議事機関であることを強調しています。したがって、原文のとおりとします。</p>

			<p>入れられません。現実には、過去の議事採決の際にも、二分に分かれ、議長採択で決定としたこともあります。議会運営に則つても、半分の意見は反映されませんでした。</p> <p>修正案</p> <p>住民自治の根幹をなす議会は、多様な民意を反映しつつ、町民の意思を代弁する合議制機関として、町民福祉の増進と町民の負託に応える役割と責務を担っている。以下原案文章に続く。</p>	
2	1	前文	<p>何と比較しての「最高」なのか不明。「最高」は削除する方がいいと思います。</p> <p>前文は、この条例の「魂」ともいえるものだと思いますが、このままですと、議会そのものの重要性を第一にしていると受け取れます。</p> <p>私は、なによりも、「住民自治の実現」を第一にするべきであると考えます。</p> <p>議会基本条例の先駆けとなった北海道栗山町の、当時の議会事務局長だった中尾修さんは、「議会改革の目的は、市民自治、住民自治がどう進むか、そこに住んでいる市民に参加する意欲をもっていただけるかということに主眼があるべきである」と語っています。栗山町の場合、条例制定の前から、議会報告会として町民との直接対話の機会を持っていて、それを制度化してほしいという町民の声にこたえて、条例ができたということです。</p> <p>寄居町の場合、まだ実現していない「住民自治」の仕組みを、議会がどのように住民とともに実現していくのか、を模索する</p>	<p>最終的な政策等の意思決定を行うのは議会であることを明確にするため「最高」という表現にしています。したがって、原文のとおりとします。</p>

			ための、スタート地点としての議会基本条例にしていきたいと思います。	
3	1	第1条	<p>「町民福祉の増進および豊かで文化的なまちづくりを実現することを目的とする。」とありますが、理念としては素晴らしいと思いますが、これからのまちづくりに大切な視点として、「議会及び議員の活動原則を定め、町民に開かれた議会、町民参加による豊かなまちづくり」の趣旨を目的に追加表現すべきと思います。</p> <p>修正案</p> <p>第1条 この条例は、二元代表制における寄居町議会（以下「議会」という。）及び寄居町議会議員（以下「議員」という。）が担うべき役割を明らかにし、議会及び議員の活動原則を定めることにより、開かれた議会を目指し、町民参加による豊かなまちづくり、町民福祉の増進および文化的まちづくりを実現することを目的とする。</p>	第1条は目的であり、町民参加は目標を達成するための方法の1つであること、また、第3条以降に町民参加についての記述があることから、原文のとおりとします。
4	1	第1条	「議会及び議員の活動により」の前に、「町民参加を推進する」を挿入した方がいいと思います。	第1条は目的であり、町民参加は目標を達成するための方法の1つであること、また、第3条以降に町民参加についての記述があることから、原文のとおりとします。
5	2	第2条	議会の役割は、議会運営の基本原則に則ってその役割を果たしていくものと考えます。いきなり条例に議会の役割があるのは、順番が違うのではないのでしょうか。	議会運営の基本原則に則り、その役割を果たしていくのが前提であるので、原文のとおりとします。
6	2	第2条	<p>「議会は、町民の代表で構成される意思決定機関であり」を「議会は、町民の声を代弁する、合議機関であり意思決定機関であり」にした方がいいと思います。</p> <p>「町民の代表で構成される意思決定機関」とは、あくまで議</p>	議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成します。また、議会活動を通じて住民の個々の意思を統合し、町の意味決定を行うことから、原文のとおりとします。

			会の努力目標であると考えます。現状は、立候補した中で得票が多かったものが議会を構成しているにすぎません。住民の声を的確に反映できる議会になってはじめて、代表していると言えるでしょう。	
7	3	第3条	<p>(3) 町民の多様な意見を踏まえ、とありますが、「町民の多様な意見を的確に把握しながら」であるべきで、踏まえから一歩進んだ努力を必要とする内容になってほしい。</p> <p>修正案</p> <p>(3) 町民の多様な意見を的確に把握しながら、町制の課題に関する論点及び争点を明らかにし、町民にとってわかりやすい議会運営に努めること。</p>	「(3) 町民の多様な意見を的確に把握することに努め、町政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、町民にとってわかりやすい議会運営に努めること。」に修正します。
8	3	第3条	<p>解説にあるように、この原則は、町民自治の実現のためにあるものですから、「町的意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮するため、次に掲げる原則に基づき活動する」を、「町民の声を吸収する合議機関であり、意思決定を担う議決機関である責任を自覚し、町民自治の実現に向けて、その機能を最大限に発揮するため、次に掲げる原則に基づき活動する」にした方がいいと思います。</p> <p>また、「町民の多様な意見を踏まえ」は、「町民の多様な意見を的確に把握することに努め」にした方がいいと思います。</p>	「(3) 町民の多様な意見を的確に把握することに努め、町政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、町民にとってわかりやすい議会運営に努めること。」に修正します。
9	3	第4条	第4条 議員は、町民の代表であり、公職にあるものとして、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。とありますが、	議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成します。また、議会活動を通じて住民の個々

		<p>この表現に賛同できません。前述のように、すべての町民の代表とはなり切れない現実の中で、代表であると断言することはできません。</p> <p>修正案</p> <p>議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、町政及び議会活動に反映させ、広い視点及び長期的展望を持って、公正かつ誠実に職務を遂行すること。</p> <p>(4) 町民の代表として、個別的事案の解決だけでなく、町民全体の福祉を目指して活動すること。を前述の理由から削除し修正してください。</p> <p>修正案</p> <p>(4) 議会活動について、町民に対して説明責任を果たすよう努めること。</p>	<p>の意思を統合し、町の意味決定を行うことから、原文のとおりとします。</p> <p>町民に対しての説明責任については、第3条第2号及び第8条第1項に記述があることから原文のとおりとします。</p>
10	5	<p>第8条 議会は、議員と町民が自由に意見交換を行うことができる場を設置し、町民の多様な意見を把握するとともに町民参加の推進に努めるものとする。とありますが、意見交換の場から「町民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない」へとさらに進めた視点を入れてください。</p> <p>修正案</p> <p>議会は、議員と町民が自由に意見交換を行うことができる場を設置し、町民の意見を把握するとともに、町民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない。</p>	<p>議会活動は住民の直接選挙によって選ばれた議員が行うものであるため、原文のとおりとします。</p>

		<p>3 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則公開とする。とありますが、開かれた議会、議会の透明性を実現するためには、「議会運営委員会、全員協議会」も含めるべきと思います。</p> <p>修正案</p> <p>3 議会は、本会議のほか、常任委員会、全員協議会及び特別委員会のほか、議会が主宰するすべての会議を原則公開とする。</p> <p>追加案</p> <p>5 議会は、会議において使用する資料を原則として公開し、当該資料については町民が自由に閲覧できるようにしなければならない。</p> <p>6 議会は、町民に議会活動を報告し、町民と自由に意見交換及び情報交換をするための議会報告会、あるいは懇談会を開催する。</p> <p>(議決責任等)</p> <p>議会は議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、地方自治体としての意思決定及び政策決定をしたときは、町民に対して説明する責務を有する。</p>	<p>議案審議に係る常任委員会及び特別委員会を原則公開することで、町民参加の体制を充実させていきたいという考えですので、現段階では、議会運営委員会、議員全員協議会の公開は考えていません。したがって、原文のとおりとします。</p> <p>本会議の会議録は公開しておりますが、常任委員会についても会議録の公開を進めます。さらに、情報公開制度があるので資料の閲覧が可能であることから、原文のままとします。</p>
11	5	<p>第8条</p> <p>「議会は、議員と町民が自由に意見交換を行うことができる場を設置し、町民の多様な意見を把握するとともに町民参加の推進に努めるものとする。」を「議会は、議員と町民が自由に意見交換を行うことができる場を設置し、町民の多様な意見を</p>	<p>意見交換を行う場で、把握した意見を政策につなげていく考えですので、原文のとおりとします。</p>

		<p>把握するとともに、町民の提案や意思表示を政策につなげて、町民参加の推進に努めるものとする。」に、してください。政策につなげることのない、意見交換会は、町民自治とは言えないと思います。また、意見交換会については、地区別、分野別、課題別など、町民が参加しやすい形態をとり、その報告も論点を整理してしっかりと行ってほしいです。</p> <p>第3項 これまでは、公開されていなかった常任委員会の公開は、とても評価できます。しかしながら、「議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則公開とする」では、2項にある議会運営委員会や全員協議会は、公開しない、ということになりますので、先進的と言われる、会津若松市の基本条例のように、「議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする」にした方がいいと思います。</p> <p>また、本会議の日程・議案・質問項目などは、HP上に早めに公開するなど、町民の興味を集める工夫が必要だと思います。特に議員からの一般質問については、アーカイブして公開することが、その後の執行側の対処についての町民側からの監視にもつながりますので、すぐに取り組んでいただきたいことです。</p> <p>第4項 請願・陳情の際の、当事者からの意見の場を設けることも、とても評価します。書面では伝わりにくい、町民の思いを、ぜひ、議会での討論に生かしていただきたいと思いました。</p>	<p>議案審議に係る常任委員会及び特別委員会を原則公開することで、町民参加の体制を充実させていきたいという考えですので、現段階では、議会運営委員会、議員全員協議会の公開は考えていません。したがって、原文のとおりとします。</p> <p>提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めます。</p>
--	--	---	--

12	7	第 10 条	<p>第 10 条のなかに追加してください。</p> <p>追加案</p> <p>(7) その他議会が必要と認める事項</p> <p>さらに以下の項目を、追加の必要性があります。</p> <p>追加案</p> <p>3 議会は、執行後における政策評価に資するよう努めるものとする。</p> <p>議会の資料要求</p> <p>議会は、町長及び執行機関に対し、町政に関する資料及び記録を求めることができる。</p>	<p>議会審議における論点情報の形成に必要な事項は掲げてあるので、原文のとおりとします。</p> <p>第 10 条は、議会審議における論点情報の形成についての条文であるので、施策評価の事項については追加せず、原文のままとします。</p>
13	8	第 11 条	<p>(議決事件の拡大) の内容が分かりづらいので、もっと分かりやすい丁寧な文章に作成しなおしてください。</p>	<p>平成 28 年度に、寄居町議会の議決すべき事件を定める条例に、議決すべき事件を追加できる旨を規定しています。原文のとおりとします。</p>
14	9	第 14 条	<p>(議員研修の充実強化) のほかに、調査研究機関の設置を追加すべきです。</p> <p>追加案</p> <p>1 議会は、町政の課題に関する調査、検討のために必要があると認められるときは、専門的知見を有する調査研究機関を設置することができる。</p>	<p>専門的識見については、第 8 条に記述があるので、原文のとおりとします。</p>
15	11	第 20 条	<p>第 20 条 議員は町民全体の代表者として、の表現を前述の理由により修正してください。</p>	<p>議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成します。また、議会活動を通じて住民の個々</p>

			<p>修正案</p> <p>第20条 議員は、町民の信託を受ける立場に基づき、その倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。</p>	<p>の意思を統合し、町の意思決定を行うことから、原文のとおりとします。</p>
16	11	第20条	<p>「議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚」を「議員は、町民の信託に応える公務員として、その倫理性を常に自覚」に修正してください。</p>	<p>議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成します。また、議会活動を通じて住民の個々の意思を統合し、町の意思決定を行うことから、原文のとおりとします。</p>